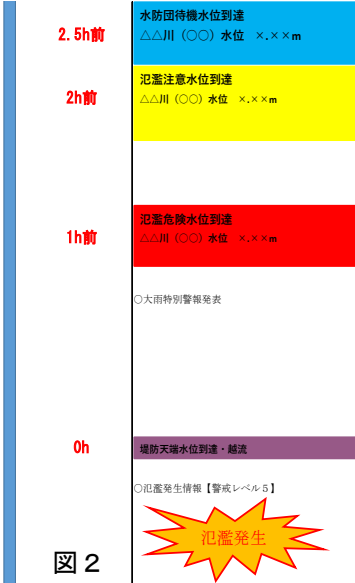


水害対応タイムラインについて

1) 時間軸の追加設定

時間軸について、追加設定を行いました。

追加内容 台風発生から堤防天端到達・越水までの時間軸を追加設定しました。



設定した内容は、台風発生5日前、台風接近の可能性3日前、災害発生の恐れ1日前について、設定をしました。この内容は、すべての河川同様に設定しております。(図1)

水防団待機水位から堤防天端到達・越水までの時間軸の設定は、平成17年の水防法の改正に伴い、氾濫危険水位を設定した際のリードタイム等としております。

図2に示しました様に堤防天端到達・越水をゼロとし、氾濫危険水位から水防団待機水位まで時間を入れて設定をしました。

設定内容については、各河川で異なりますのでご注意ください。

台風発生
5日前

- 台風情報
- 台風に関する千葉県気象情報(随時)

台風接近の
可能性
3日前

- 台風に関する気象庁記者会見
- 台風に関する千葉県気象情報(随時)
- 大雨注意報・洪水注意報発表

災害発生の恐れ
1日前

- 台風に関する気象庁の記者会見
- 大雨警報・洪水警報発表
- 暴風警報発表

図1

水害対応タイムラインについて

1) 時間軸の追加設定

台風発生から災害発生の恐れまでの時間設定ですが、図3のとおり、気象庁が令和2年9月から5日先までの予想進路などの台風情報として発表をしております。

そのため、前のページの図1のとおり時間設定をしました。

台風発生以外の時間設定は、図4のように予報や近年予報精度の向上で概ねわかることから台風接近の可能性や災害発生の恐れの設定を行っております。

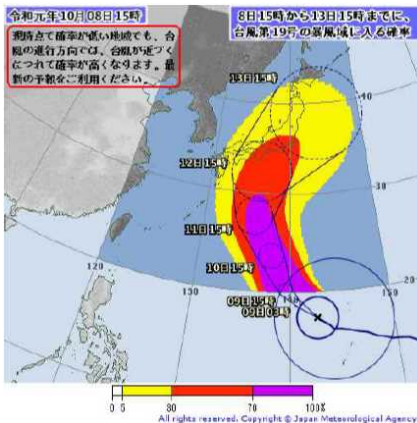


図4 気象庁ホームページから引用



図3

気象庁ホームページから引用

水害対応タイムラインについて

1) 時間軸の追加設定

水防団待機水位から堤防天端到達・越水までの時間軸の追加設定については、図5のとおり設定するのが標準となっております。

千葉県では、平成17年から平成20年までに水位周知河川の指定を行っており、その設定方法については、下記のとおり設定しております。

設定方法について

- ①リードタイム【A】
避難勧告や避難に要する時間などを基に設定
- ②水位間の上昇所要時間【B】
検討当時、それまでの洪水の中から水位上昇速度が最も速いものを採用して設定

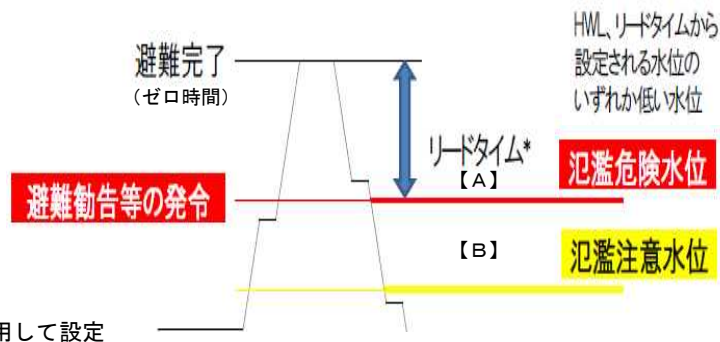


図5

上記設定は、各河川で設定は異なります。

また、時間設定ができない河川については、事象のみの設定とします。

2) ゼロ設定について

設定要領では、氾濫の発生（越水・溢水）が堤防天端又は堤内地の宅盤高となっていることから設定は下記のとおりとしました。（図参照）

- ゼロ設定
- 築堤河川は、水位が計画堤防高に到達する時間をゼロとしました。
 - 掘込河道は、水位が現況堤防高に到達する時間をゼロとしました。

要配慮者利用施設の避難確保計画作成について

【背景】

平成29年6月に改正された水防法等により、国及び都道府県が指定した浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に立地し、自治体の地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「避難確保計画」の作成が義務付けられました。

平成28年8月30日 岩手県小本川の水害 時間最大雨量70mm (岩泉町)

○台風第10号の雨により「グループホーム楽ん楽ん」と「介護老人保健施設ふれんどりー岩泉」で大きな被害が発生



写真)「平成28年8月岩手県岩泉町の介護老人保健施設の被災動画」国土地理院撮影



令和2年7月5日
毎日新聞

要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況について

国土交通省水管理・国土保全局HPより

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数及び計画作成状況

令和2年12月24日公表

令和2年10月31日現在

都道府県	対象要配慮者利用施設	避難確保計画を作成している要配慮者利用施設の数
北海道	4,514	1,507
青森県	942	519
岩手県	975	810
宮城県	1,327	987
秋田県	651	505
山形県	898	657
福島県	1,062	709
茨城県	983	822
栃木県	889	611
群馬県	1,494	1,248
埼玉県	4,485	2,748
千葉県	1,232	506
東京都	4,564	2,642
神奈川県	4,218	2,687
新潟県	2,568	1,971
富山県	940	604
石川県	1,329	765
福井県	1,000	457
山梨県	850	434
長野県	2,021	1,001
岐阜県	1,694	1,184
静岡県	3,100	2,655
愛知県	5,587	3,430
三重県	1,494	917

都道府県	対象要配慮者利用施設	避難確保計画を作成している要配慮者利用施設の数
滋賀県	1,081	471
京都府	2,318	1,719
大阪府	8,479	5,730
兵庫県	2,878	1,487
奈良県	311	207
和歌山県	1,261	793
鳥取県	757	516
島根県	769	562
岡山県	3,070	1,384
広島県	2,527	2,004
山口県	897	467
徳島県	1,683	1,447
香川県	878	586
愛媛県	1,363	879
高知県	386	263
福岡県	3,470	1,640
佐賀県	560	206
長崎県	370	218
熊本県	2,538	1,900
大分県	1,524	990
宮崎県	1,720	794
鹿児島県	927	432
沖縄県	17	4
合計	88,601	55,075

都道府県	市町村	対象要配慮者利用施設	避難確保計画を作成している要配慮者利用施設の数	都道府県	市町村	対象要配慮者利用施設	避難確保計画を作成している要配慮者利用施設の数
埼玉県	伊奈町	8	2	東京都	中野区	95	59
埼玉県	毛呂山町	1	1	東京都	豊島区	13	2
埼玉県	吉見町	20	10	東京都	北区	232	167
埼玉県	神川町	1	1	東京都	杉並区	247	182
埼玉県	上里町	42	14	東京都	荒川区	383	178
埼玉県	杉戸町	39	18	東京都	板橋区	232	81
千葉県	千葉市	5	3	東京都	足立区	902	12
千葉県	鎌子市	2	1	東京都	豊島区	403	245
千葉県	津川市	552	153	東京都	江戸川区	1024	876
千葉県	船橋市	104	91	東京都	立川市	28	16
千葉県	船山市	6	2	東京都	府中市	127	111
千葉県	木更津市	38	1	東京都	調布市	80	50
千葉県	松戸市	116	0	東京都	日野市	38	22
千葉県	野田市	45	22	東京都	国立市	11	4
千葉県	茂原市	14	2	東京都	福生市	16	8
千葉県	成田市	25	10	東京都	狛江市	27	18
千葉県	佐倉市	7	4	東京都	稲城市	6	6
千葉県	柏市	52	33	東京都	羽村市	2	2
千葉県	市原市	30	20	東京都	あきる野市	11	3
千葉県	流山市	34	27	東京都	瑞穂町	2	0
千葉県	致志子市	25	20	神奈川県	横浜市	1393	1192
千葉県	船津市	2	1	神奈川県	川崎市	1718	790
千葉県	津安市	48	43	神奈川県	横浜市長	58	57
千葉県	印西市	29	5	神奈川県	平塚市	328	263
千葉県	南房総市	2	1	神奈川県	藤沢市	72	48
千葉県	香取市	48	46	神奈川県	小田原市	146	87
千葉県	山武市	10	7	神奈川県	茅ヶ崎市	109	103
千葉県	いすみ市	17	3	神奈川県	秦野市	32	24
千葉県	大網白里市	10	5	神奈川県	厚木市	198	71
千葉県	栗庄町	7	1	神奈川県	大和市	18	9
千葉県	九十九里町	6	0	神奈川県	海老名市	70	45
東京都	千代田区	20	17	神奈川県	藤岡市	18	3
東京都	中央区	40	38	神奈川県	南足柄市	24	12
東京都	港区	20	9	神奈川県	東山町	4	3
東京都	新宿区	55	50	神奈川県	藤川町	6	6
東京都	文京区	40	27	神奈川県	大井町	6	1
東京都	墨田区	204	176	神奈川県	松田町	17	5
東京都	江東区	136	136	新潟県	新潟市	1238	923
東京都	品川区	7	0	新潟県	長岡市	415	408
東京都	目黒区	15	13	新潟県	三条市	169	119
東京都	大田区	81	75	新潟県	柏崎市	49	48
東京都	世田谷区	63	60	新潟県	新潟市	42	40
東京都	渋谷区	4	3	新潟県	小千谷市	11	2

要配慮者利用施設の避難確保計画作成について

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

実施する施策	これまでの取組（2018年12月まで）	2019年出水期までの取組	今後の進め方及び数値目標等
<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施 	<p>【国・都道府県管理河川、砂防共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設への説明会の開催。（2017年6月までに全47都道府県で実施済み） 2017年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を作成するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。 2017年8月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂。 2017年8月に、避難確保計画の作成について、消防計画等の既存の計画に追記等する場合の留意事項をとりまとめHPで公開。 2017年8月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岡山県、岩手県においてモデルとなる社会福祉施設を選定し、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」を作成。2018年3月に兵庫県モデル施設における事例を追加し、第2版を作成。 2018年9月に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、山梨県においてモデルとなる医療施設を選定し、避難確保計画を作成し知見をとりまとめ公開するための第1回ワークショップを開催。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2017年度に、要配慮者利用施設の施設管理者等を対象とした講習会を通じて避難確保計画作成の促進を図る「講習会プロジェクト」を立ち上げた。2017年度は三重県津市と連携して試行的に講習会を実施し、2018年3月に市町村における講習会の実施あたって参考となる「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を作成。 2018年に全国7市において講習会プロジェクトを実施。 	<p>国・都道府県管理河川、砂防共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル事例を踏まえ、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」に医療施設に関する事例を追加。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2018年12月までに講習会プロジェクトを開始した7市に加えて、新たに開始した5市町を合わせた12市町における知見を踏まえて「講習会の企画調整及び運営マニュアル」を改訂。 	<p>国・都道府県管理河川、砂防共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施。 避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 避難確保計画作成にあたっての課題を把握し、計画作成の手引きを改訂。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国で講習会プロジェクトの取組を拡大。

要配慮者利用施設における避難確保計画作成について

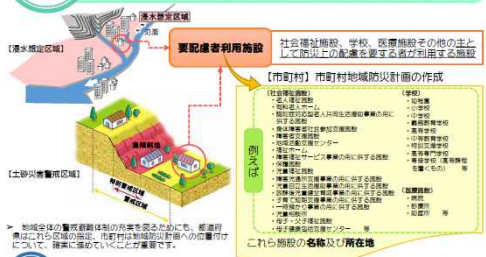
都道府県・市町村の担当者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法の改正

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント! 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。



1 避難確保計画作成の支援

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。
 - 防炎対策 > 避難経路 > 施設の整備 > 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛消防組織の整備（水防法に基づき自衛消防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が有効性あるものとするためには、**施設管理者等が主体的に作成**することが重要です。
 - 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、**市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望まれます。**
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的支援**を行うことが重要です。

2 避難確保計画の確認

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
 - 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の**点検マニュアル等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言等**を行います。

3 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- 市町村長は**、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、**その旨を公表**することができるとなっています。
 - 避難確保計画が有効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際は**、施設管理者等に対して**避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

4 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて**避難訓練を実施**する必要があります。
 - 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的支援**を行うことが重要です。
 - ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施される**ことが重要であり、**都道府県及び市町村は、このような避難訓練が実施されるよう促進**することが望まれます。

避難体制のより一層の強化のために、関係部局が連携して支援することが重要です!

法改正に関する問い合わせ先
 国土交通省水管理・国土保全局 TEL: 03-5253-8111 (内線)
 水防法関係 河川防災課水防企画室 土砂災害防止法関係 砂防部砂防計画課 (H29.6.19)

【千葉県内の作成状況】

県内の要配慮者利用施設数：21,366施設
 (洪水) (R2.10末時点)
 洪水浸水想定区域内の施設数：約5,000施設
 地域防災計画に定められた施設数：1,232施設
 避難確保計画を作成済の施設数：506施設
 避難確保計画の作成率：約41%
 (土砂災害) (R2.12末時点)
 土砂災害警戒区域内の施設数：約500施設
 地域防災計画に定められた施設数：65施設
 避難確保計画を作成済の施設数：31施設
 避難確保計画の作成率：約47%

【千葉県の取組】

- 市町村や関係部局と連携し、県内の要配慮者利用施設と浸水想定区域及び土砂災害警戒区域との関係を把握し、図面とリストを作成。
- 令和2年9月末から10月上旬にかけ、速報版を市町村及び関係部局と共有するとともに、避難確保計画作成の促進に向け市町村説明会を実施。
- 令和3年3月中に、完成版を作成し、市町村及び関係部局へ提供するとともに、避難確保計画作成に係る手引きを作成し配付するほか、洪水及び土砂災害に関するリスク情報を整理し、市町村及び関係部局へ情報提供する。

高潮浸水想定区域

東京湾沿岸[千葉県区間] (都県境～館山市洲崎)

公表日：平成30年11月

千葉県における東京湾沿岸高潮浸水想定区域図(浸水率)全体図

○高潮浸水想定区域の概要
 ・想定し得る最大規模の台風を想定
 (我が国既往最大規模の室戸台風級)
 ・堤防等の施設は、高潮により壊れることを想定
 ・主要な河川では、河川の増水を想定

※数値条件の詳細については、併せて公表した「説明資料」をご確認ください。

高潮浸水想定区域図作成手引き
1月内に改定版公表
 国土交通省

高潮浸水想定区域図作成の手引き
 Ver. 1.00 (平成27年7月)に基づき作成

令和2年6月
 高潮浸水想定区域図作成の手引き
 Ver. 2.00が示される

令和2年12月
 高潮特別警戒水位設定の手引き
 (案) が示される。

国より、手引きの改訂(波浪や爆弾低気圧についても考慮)に伴い、公表済みの高潮浸水想定区域について点検を実施するよう要請。

現在、点検を実施中。

千葉東沿岸(館山市洲崎～利根川(県境))

令和3年度より、千葉東沿岸における高潮浸水想定区域の作成に着手。

【今後の予定】

- 令和3年度～令和4年度
 高潮浸水想定区域図作成
- 令和5年度～6年度
 高潮特別警戒水位、水位周知海岸の指定
 高潮浸水想定区域図の指定

洪水浸水想定区域図を作成後、特別警戒水位の設定・水位周知海岸の指定を行い、高潮浸水想定区域を指定。その後、該当市町村については、高潮ハザードマップを作成。